

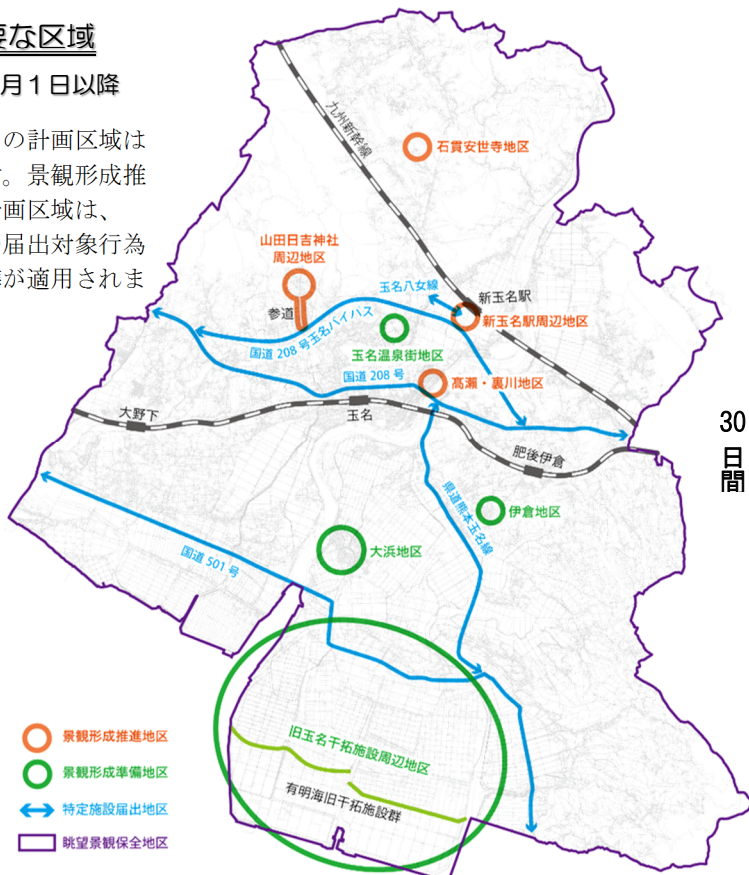
玉名市景観計画を施行します

玉名市は、平成28年9月15日に景観計画を策定し、平成28年10月1日から施行します。
これに伴い、玉名市内での景観法に基づく届出は、玉名市景観条例及び玉名市景観計画に基づく届出対象行為及び審査基準となります。

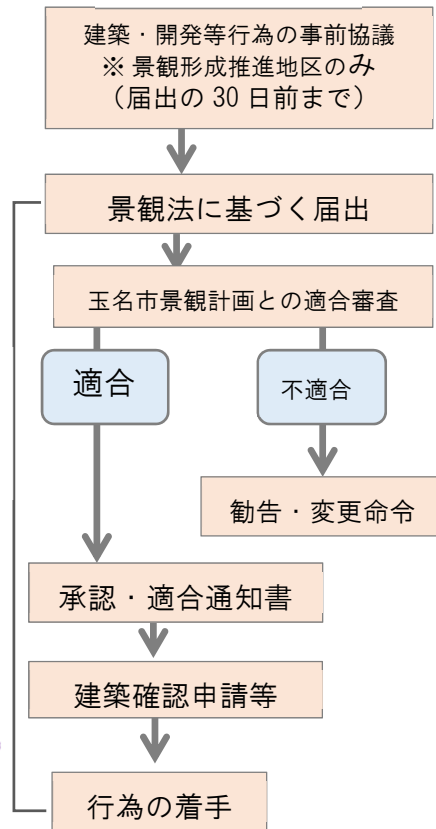
■届出が必要な区域

平成28年10月1日以降

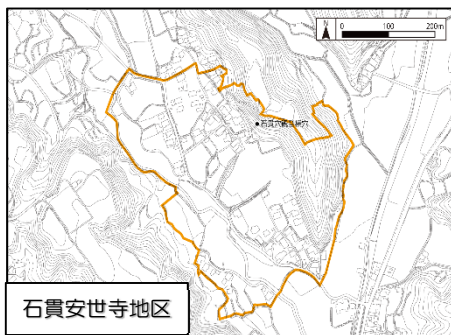
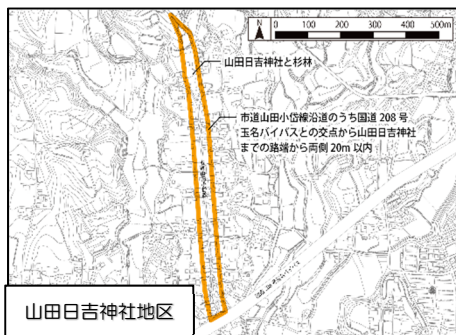
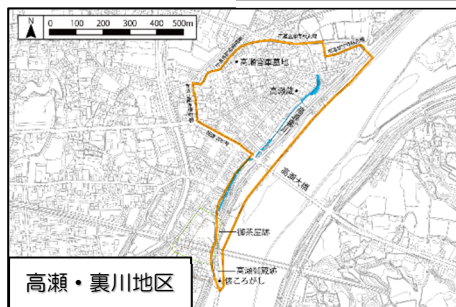
「玉名市計画」の計画区域は玉名市全域です。景観形成推進地区を除く計画区域は、「一般地区」の届出対象行為と景観形成基準が適用されません。



■手続きの流れ



景観形成推進地区（4地区）



【届出の方法】

- ◆ 提出図書
玉名市景観条例施行規則に定める届出書、図面、写真等
※玉名市ホームページからダウンロードできます。
- ◆ 提出部数
1部
- ◆ 提出先
玉名市建設課計画調整係
※届出に係る詳細は、玉名市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 〒865-0015 玉名市岩崎163番地
玉名市建設部建設課計画調整係
TEL 0968-75-1122 FAX 0968-75-1221
E-mail: kensetsu@city.tamana.lg.jp

届出対象行為

※各地区区分における届出対象行為の概要です。適用除外項目など詳細は玉名市ホームページ若しくは建設課窓口でご確認ください。

各地区の規模 行為の種類	景観形成推進地区				景観形成推進地区を除く景観計画区域 (一般地区・景観形成準備地区)	特定施設届出地区 ※指定路線の道路端より両側20mの範囲 ※規則で定める特定施設及び同一敷地内の付帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものに限る	
	高瀬・裏川地区	新玉名駅周辺地区	山田日吉神社周辺地区	石貫安世寺地区			
建築物の建築等	規模にかかわらず全て				高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	行為に係る部分の床面積の合計、または、行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物の建設等	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの	高さが1.5mを超えるもの	規模にかかわらず全て	高さが1.5mを超えるもの	高さが2mを超えるもの	(柵・塀・擁壁等) 高さが1.5mを超えるもの
	橋りょう	高瀬裏川に架かる橋りょう	—	—	—	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょう	—
	その他工作物※	高さが5m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く			高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	(工作物1) 高さが5mを超えるもの(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m) (工作物2) 高さが5mを超え、かつ築造面積が10㎡を超えるもの	
土地の区画形質の変更	規模にかかわらず全て				変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	—	
鉱物の掘採又は土石の採取	規模にかかわらず全て				地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	—	
木竹の伐採	規模にかかわらず全て				伐採面積が3,000㎡を超えるもの ただし、森林保護のための行為(間伐等)は除く。	—	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	規模にかかわらず全て				堆積の期間が90日を超えるもののうち、行為に係る面積が500㎡を超えるもの、又は高さが2mを超えるもの	—	
自動販売機(屋外)	規模にかかわらず全て				—	—	
広告物	表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く				—	(広告塔及び広告板) 表示面積が1㎡を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

工作物1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物
 工作物2：遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等) 広告塔または広告板

※熊本県屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物については、景観に関する内容を玉名市と協議した後、玉名市地域振興局に許可申請を行っていただきます。